



Legal Seat – Helsinki, Finland

WORLD FEDERATION OF THE DEAF

An International Non-Governmental Organisation in official liaison with ECOSOC, UNESCO, ILO, WHO and the Council of Europe, established in Rome in 1951

PO Box 65, FIN-00401 Helsinki, FINLAND

FAX: +358 9 5803 572

www.wfd deaf.org

大会決議

第 16 回 WFD 世界ろう者会議

2011 年 7 月 18~24 日、南アフリカ・ダーバン

2011 年 7 月 18 日~24 日に南アフリカのダーバンで開催された第 16 回 WFD 世界ろう者会議において、世界ろう連盟 (WFD) とその加盟国、そして 125 か国からなる約 2,100 名の参加者は、

国連人権高等弁務官が世界会議の開会式の中で述べた声明、すなわち「参加するということは人権の重要な原則です。しかしながら、手話通訳やバイリンガル教育、手話の認知に対する適切なアクセスがなければ」、ろう者による人権の完全享受を実現する前に「重大な障壁が立ちふさがっているのが現状です。」という内容を想起し、

国連障害者権利条約およびそれに関する選択議定書の、特に、以下の条項の重要性を再確認する。

第 3 条：人間の多様性及び人間性の一部として、ろう者の差異を尊重し、ろう者を受け入れること

第 9 条：専門的手話通訳の提供を含む情報通信へのアクセスなど、障害者が生活のあらゆる側面に完全参加することを可能にすること

第 21 条：手話の使用を認め、促進すること

第 24 条：ろう児の教育が、その個人にとって最適な言語で、かつ、学問的ならびに社会的面で最大限の発達を実現する環境で行われることを保証し、また、手話に堪能な教師を雇用すること

第 25 条：ろう者が差別なしに到達可能な最高水準の健康を享受する権利を有することを保証すること

第 30 条：ろう者が、手話やろう文化への認知および支持を含む、他人と同等の文化的な生活に参加する権利を認めること

さらに、ろうの女性や女子は重複差別による被害を受けやすいことも想起し、障害者が人権と基本的自由を完全享受するためのあらゆる取り組みに、ジェンダー（性別）の視点を組み込むことの必要性を重視する。

1. 質の高いろう教育の促進の必要性を再確認し、政府に対し以下の積極的な方策をとることを要求する。
 - a. すべての年代のろう者が多言語・多文化的な人間として成長し、その社会的、心理的な成長を促進することを容認する政策を推進すること
 - b. 手話で教育を受けるというろう者の権利を保護すること
 - c. ろう教育において、研究に基づく最良の実践モデルの必要性を重視すること
 - d. インクルーシブな環境において、専門的手話通訳者を含む適切なサポートの提供を保証すること
 - e. ろう者の文化的、言語的な独自性を促進するために、ろう教師を含む手話が流暢な有資格の教師を学校で雇用すること

2. 以下の目的のために、手話とろう者学の奨励を要請する。
 - a. 幼児や子供を含むすべてのろう者の基本的人権としての手話を認知することを奨励、促進すること
 - b. 手話ならびにろう文化の調査研究を振興すること
 - c. 社会に広く恩恵をもたらすことができる、ろう者による特有の多大な積極的貢献を普及すること

3. 発展途上国、特にアフリカのろうコミュニティの窮状に対する持続的配慮の必要性を重視し、加盟国と政府に対し以下の内容について要求する。
 - a. 組織能力を強化するという特別な配慮をもって、発展途上国のろう協会に力を与えること
 - b. 発展途上国に向けた能力開発とリーダーシップのプログラムにおけるろう協会の積極的役割を重視すること
 - c. アフリカにおける障害者プログラム・プロセスへのろう者の参加とインクルージョンを確実にするために、アフリカ障害者10年事務局(SADPD)と協同作業を進めること

4. 以下の内容について、ろう者が完全平等な人権を享受することを再確認する。
 - a. 世界中に広められるべき人間の多様性の自然な一部として、ろう者の肯定的なイメージを確かなものとする
 - b. ろうの女性と女子が生活上のいかなる領域においてもエンパワーされることを保障するために、国連障害者権利条約(CRPD)、女子差別撤廃条約(CEDAW)、子どもの権利条約(CRC)について、各国の全国ろう者協会向けの情報と研修指導を開発すること
 - c. 障害者権利条約(CRPD)に基づく権利について、世界中のろう者コミュニティへの研修指導を実施すること
 - d. 障害者権利条約(CRPD)に基づくろう者の権利実行を可能にするために、政府が障害者権利条約(CRPD)とその選択議定書を採用することを確実にすること
 - e. 人工内耳装着の子どもに向けた手話発達の情報を親へ提供すること、ならびにWFDが人工内耳に関する公式見解を作成することを確実にすること
 - f. 社会的、学問的成功への最適なアクセスを確保するために、早期発見と、手話やろう文化への接触などを含む家族中心の早期介入を推進すること

- g. 世界中のろう者の健康管理に対するアクセスが改善されるよう、WFD との共同研究を推進すること
5. ろうのレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーである性的少数者(LGBT)に対し、結社の自由や他人と同等に保護される権利を積極的に推進するよう、また、WFD のエンパワーメント、能力開発、自尊心のプログラムに性的少数者(LGBT)の人々を含めるように呼びかける。
6. 専門的通訳者養成プログラムや通訳指導者による手話通訳者分野の強化を要請し、また、インクルーシブな教育環境やろう学生の実生活の質の向上に対して、専門的手話通訳者の関わりがどのような効果を上げているのかという研究を促進する。
7. ろう児やろう青年、ろう成人、ろう年配者による精神衛生事業へのアクセスの普及促進と、ろう者の精神衛生モデルに対する研究調査の開始と奨励を強く要請する。
8. コーダ(CODA)を、家族や学校、地域社会で多大な貢献を担う多言語の使い手であると認識することの重要性を確認し、コーダ(CODA)の全国組織を奨励する。
9. ろう児の親たちに対する、手話やろう文化の教育の推進を奨励する。
10. ろう高齢者に対する適切なサービスが利用可能になるよう要請する。
11. あらゆるろう者のためにアクセス手段やコミュニケーションが拡大されるよう、最新技術の利点を十分に活用することを奨励する。
12. 盲ろう者の社会への完全参加を保障するためには適切なサービスが重要であることを再確認する。
13. 加盟国が自国のろう青年活動と緊密な関係を保ち、当該各国の青年活動を支援することを強く奨励する。